

復興副大臣 新妻 秀規 様

要 望 書

令和3年11月22日

福島県南相馬市長 門馬 和夫

東日本大震災及びこれに伴う東京電力福島第一原子力発電所事故の発生から10年8ヶ月が経過し、この間、市では総力を挙げて、復旧・復興に向け全力で取り組んでまいりました。

しかしながら、今もなお、風評等の影響は大きく、また多くの住民が避難生活を余儀なくされ、帰還した住民においても、健康面や経済面において不安を抱えた生活を送っています。

復興の更なる発展に向け加速していくためには、第2期復興・創生期間においても、住民の生活再建に対する継続的な支援と産業基盤再生への様々な支援が必要不可欠であります。

つきましては、下記の内容について確実に対応を頂くよう、強く要望いたします。

1 第2期復興・創生期間の支援について

第2期復興・創生期間においても切れ目なく安心感を持って復興を進めることができるよう、十分な体制、復興の進度に応じた柔軟な制度、安定的な財源を確保するとともに、今後新たに顕在化する課題に対しても、引き続き国が前面に立って取り組むこと。

【関係省庁：復興庁】

2 国際教育研究拠点の立地地域のあり方等について

国際教育研究拠点については、長期にわたる安定的な運営ができるよう国が責任を持って財源や人材の確保を行うこと。

なお、立地地域については、浜通り、福島県さらには東北の復興にとって、もっとも波及効果の大きい地域に設置すること。

加えて、浜通り北部はロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産業、医療関連などの新産業創出分野、浜通り南部は廃炉・放射線などの原発事故対応や環境回復分野を担う人材、企業等が現に集積され始めていることから、既存施設とのより一層の相乗効果が期待できる地域に設置すること。

【関係省庁：復興庁】

3 原子力災害に対する賠償等について

(1) 商工業者に対する賠償について

商工業者については、休業又は売上等の減少と原発事故との相当因果関係を、個別・具体的事情に応じて柔軟に判断し、賠償の継続を否定しないよう指導すること。

また、2倍一括賠償後の超過賠償においても、損害との相当因果関係がある限り賠償を継続させること。

【関係省庁：文部科学省】

(2) 農林水産業者に対する賠償について

本市の旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域の農林業者については、今後も、損害が発生し続ける限り、引き続きこれを確実に賠償させること。また、生産活動を再開した農林業者に対しても損害が続く限り賠償させること。

さらに、本市の前述の区域以外の農林業者については、政府等による生産活動に関する制限の解除等により機械的に賠償の継続を否定することなく、生産活動の断念について個別・具体的事情に応じて柔軟に判断し、生産の停止又は縮小による収益の減少分の賠償を確実に行わせること。水産業者に対しても、同様に損害が生じ続ける限り、引き続きこれを確実に賠償させること。

【関係省庁：文部科学省】

(3) 風評対策について

政府が決定したALPS処理水の海洋放出について、依然として国民の理解は進んでおらず、風評被害に対する不安の声は大きいことから、国民への分かりやすい説明と理解を得ること。加えて、風評を生じさせないための仕組みづくりや、被災地産品の販路開拓等の支援、風評が発生した場合の被災者に寄り添う賠償制度の構築など具体的な風評対策を着実に実施すること。

【関係省庁：内閣府 原子力災害対策本部 経済産業省】

(4) 原子力損害賠償紛争解決センターの和解案の尊重について

東京電力は紛争解決センターが和解仲介手続きにおいて提示する和解案を尊重し、申立人が受諾の意向を表明しているときは、和解を行うよう強く指導すること。

【関係省庁：文部科学省】

4 帰還困難区域の避難指示解除へ向けた取組みについて

本市の帰還困難区域は、小高区金谷地区ほか国有林を合わせて約 2.4 km²（本市面積の約 6%）であり、原発事故前には区域内に 1 世帯の住民が居住していた。

居住人口数等、双葉地方と本市の状況は異なるが、市内に帰還困難区域が存在することで、帰還及び移住・定住の意欲が損なわれてしまうことが懸念されることから、帰還困難区域の避難指示解除について、国有林に係る処理方針の議論を進め、避難指示解除の施策を早期に具体化すること。

【関係省庁：内閣府 原子力災害対策本部】

5 営農環境の再生と生産者の育成について

(1) 園芸作物集出荷団地の整備について

本市では、農業者の生産環境の改善、消費者の多様なニーズへの対応及び流通環境の改善を図るため、卸売市場、集出荷貯蔵施設、農産物加工施設を一体で整備する構想を進めている。被災地域の営農再開については、福島再生加速化交付金により多くの支援が行われているが、卸売市場の整備は、当該交付金の対象外となっているため、令和 2 年度から復興庁をはじめ、農林水産省、財務省とメニュー追加を協議している。

メニュー化され次第事業が開始できるように関係者との調整を進めているところであり、令和 4 年度当初から事業着手できるようメニュー追加を実現すること。

【関係省庁：復興庁、農林水産省、財務省】

(2) 農業教育・研修施設整備及び運営体制等の整備について

震災・原発事故以降、本市を含む浜通り地域では、全国に先んじて農業担い手の高齢化や減少が急速に進行しており、新たな農業の担い手の確保が急務である。

また、浜通りについては、単に農業を再開するのではなく再構築する中で今後の日本の農業をリードする地域とするべきであり、それを担う農業人材を育成するための教育・研修施設を整備すること。

当該施設を市が整備するとした場合には、財政支援を含め全面的に支援すること。

【関係省庁：復興庁、農林水産省、財務省】

6 太陽光発電設備設置に対する規制の強化について

小高区においては、原発事故に伴う避難指示の影響により空き地が増え、その跡地利用として太陽光発電設備が市街地等に無秩序に設置されている状況である。農地についても同様であり、集積・集約化の妨げとなるとともに、農業用施設など周辺農地への影響を懸念している。

市民からも「良好な景観が著しく損なわれる」、「復興の足かせになるのではないか」、「突然太陽光が増えたがどうなっているのだ」という声が寄せられている。

復興の過程で土地利用が定まっていく隙間について太陽光発電の開発が進められている状況であり、現状を把握したうえで対策を講じること。

事実上の高圧太陽光発電設備（50KW以上）が、分割して申請されることで低圧太陽光発電設備（10～50KW未満）として認定されてい

るのではないかと考えられる事案が散見されることから、ルール変更や審査の厳格化など実態を踏まえた対策を早急に講じること。

【関係省庁：経済産業省】

- 7 医療費の一部負担金等の免除に対する財政支援の継続等について
避難指示等対象地域における医療費一部負担金、介護保険利用者負担、国民健康保険税・後期高齢者医療制度保険料・介護保険料の被保険者の免除について、国の特別の財政支援を令和4年度以降も継続すること。

また、その適用範囲を全市一律に拡大すること。

なお、将来的に免除を縮小、終了する場合は、激変緩和措置を講ずるとともに当該被保険者への十分な周知期間について確保すること。

【関係省庁：厚生労働省】

- 8 高速道路無料措置の継続等について

現在も多くの住民が福島県内外に避難をしている状況にあることから、一時帰宅等の経済負担を軽減するため、高速道路の無料措置については令和4年度以降も現行制度を継続して実施すること。

また、その適用範囲を全市一律に拡大すること。

【関係省庁：国土交通省】

- 9 インターアクセス道路（都市計画道路下高平北長野線）整備事業の継続的支援について

「南相馬インターチェンジ」から「福島ロボットテストフィールド」を結ぶ「アクセス道路」の整備について、福島再生加速化交付金を活用し、福島県が事業主体となり整備を進めている。本事業は、福島ロボットテストフィールドをはじめとして、南相馬復興工

業団地や南相馬市産業創造センター等の利用者の利便性を高め、本市の復興をさらに加速させるための根幹的な事業であることから、将来にわたり確実に事業を継続できるよう財政支援を行うこと。

【関係省庁：国土交通省】

10 (仮称)小高スマートインターチェンジ整備事業の継続的支援について

(仮称)小高スマートインターチェンジ(以下：小高SIC)の設置による高速道路アクセスの利便性向上により、住民帰還の促進、企業の事業再開の加速化や企業誘致の推進等、様々な効果が見込まれる。

現在、早期完成を目指し整備を進めているところであるが、小高SIC整備事業の早期完了は、本市の復興の加速化へ直結することから、財政的・技術的な支援を継続すること。

【関係省庁：国土交通省】